（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等の特例）

第一条の二　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた市町村等でその区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるものについての第一条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び同意又は許可（以下この条において「同意等」という。）を得て発行した地方債のうちその元利償還金の支払期日が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについて、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して、当該支払期日を延期する場合」と、同条第二号中「同意又は許可（以下この条において「同意等」という。）」とあるのは「同意等」とする。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「及び平成二十四年度」を削り、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、」を「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは」に改め、「（平成二十二年法律第五号）」の下に「第三条の規定」を、「地方債の額及び」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十五年度」を「平成二十四年度」に改め、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、」を「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは」に改め、「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3　平成二十五年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4　平成二十六年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額」とする。

5　平成二十七年度及び平成二十八年度における第十条の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行し、第二条による改正後の地方債に関する省令附則第一条の二の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

○財務省令第十二号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十五条及び第二十六条の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中第四号を削り、同条第五号中「農林水産省」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号中「独立行政法人農畜産業振興機構在庫調査」を「食肉保管状況調査」に改め、同号を同条第五号とする。

第九条中「関税定率法別表」の下に「の番号」を加え、「を除く。）」を「（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）」に、「同表の項」を「同表の番号の項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定の適用上、関税定率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造（同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。）が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。

3　第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関税定率法別表の関税率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所属が決定される場合には、当該所属に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定する。

別表第二類の項中「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類又は第二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第三類の項中「原産品である第三類に該当する物品」を「第三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第四類の項中「原産品である第〇四・〇七項に該当する物品」を「第四類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第四類に該当する物品」を「第四類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第七類の項中「原産品である第七類に該当する物品」を「第七類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第八類の項中「原産品である第八類に該当する物品」を「第八類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一一類の項中「原産品である第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品」を「第七類、第八類、第一〇類又は第一一類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一二・〇八の項中「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一二・一二の項中「原産品である第七類又は第八類に該当する物品」を「第七類、第八類又は第一二類に該当する物品以外の物品」に、「原産品である第一二類に該当する物品」を「第一二類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一三・〇二の項中「原産品である第一二・一二項の海草その他の藻類」を「第一二・一二項又は第一三類に該当する物品以外の物品」に改める。

別表第一五・〇四の項中「原産品である第一類に該当する物品」を「第一類又は第一五類に該当する物品以外の物品」に改める。